

美祢市の発注する公共工事においては、工事の適正な施工を確保するため、受注者は工事現場に監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人の配置が必要になります。

また、建設業法第7条第1項第2号及び第15条第1項第2号において「その営業所ごとに、技術者となり得る資格を有す者で専任のもの（以下、「営業所専任技術者」という。）を置くこと。」とされていますので、主たる営業所（本社・本店等）及び従たる営業所（支店・営業所等）ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければなりません。

以下の説明はこれらの技術者等に関する取扱いを説明したもので、特に営業所専任技術者の取扱いには十分に注意をしてください。

1 監理技術者等

建設工事の工事現場には、技術上の管理をつかさどる一定の資格・経験を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇月以上の雇用関係）にある監理技術者等を置き、施工の管理・監督をすることが必要です。

また、工事現場に専任を要する監理技術者等の場合は、工事を受注した建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが健康保険被保険者証等で確認できる者に限りです。

なお、監理技術者等と後述の現場代理人については、同一の工事において兼務することが出来ます。

2 営業所専任技術者

営業所の専任技術者については、営業所に常勤し、請負契約の締結にあたり、技術的なサポート等を行うために置かれるもので、専らその職務に従事することが求められているため、原則として工事現場に配置（技術者としてばかりでなく、一般作業員としても）することはできません。

ただし、特例として

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事である。
- ・専任を求められる建設工事以外である。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（10km程度）している。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある。

に該当する工事については、現場における監理技術者等になることができます。

なお、これはごく例外的に承認されることであり、当該技術者を建設業法第26条第3項に規定する工事現場ごとに専任でなければならない技術者として配置することは、明らかに建設業法に違反することとなります。

また、現場代理人には約款等により常駐義務を設けているため、営業所専任の技術者は現場代理人になることは出来ませんので注意してください。

3 現場代理人

現場代理人とは、現場において受注者の任務を代行する者のことをいい、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等とは概念的に全く別のものです。

したがって、工事現場には、受注者自らが指示する場合を除き、現場代理人を置くことが必要です。

現場代理人は、現場での常駐義務が発生するため、原則として他の工事の現場代理人を兼務することはできませんが、美祢市建設工事現場代理人取扱要綱並びに建設工事請負契約約款の規定により、常駐義務の緩和に該当する場合には、他の工事の現場代理人を兼ねることができます。